



ちょっとした 段差ひとつも事故のもと リスクを減らす創意工夫

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」荷役部門優秀作品



頭字 初代会長(金丸富夫)

令和2年12月 No.618
 発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
 安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
 (印刷物による年間購読料 3,600円)

- 令和2年度 安全衛生表彰 表彰式を開催 (1)～(3)
- 福岡県支部における荷役作業安全ガイドライン講習会(荷主向け)の開催について ……(4)～(5)
- 荷役がトラン講習会(荷主向け)のご案内 ……(5)
- 東京都支部における高齢労働者に配慮した陸運業のための労災防止対策セミナーの開催について …(6)
- 高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナーのご案内 ……(7)
- 連載 マコマコ博士のメンタルヘルス2020 (8)～(9)
- 連載 やさしく解説「労働安全衛生法」 ……(10)
- 「年末・年始労働災害防止強調運動」実施中！ (11)
- 新しいポスターのご案内(頒布中です！) ……(11)
- [厚労省]12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です…(12)
- 安全衛生教育促進運動のご紹介 ……(12)
- 災害事例とその対策(荷役) ……(13)
- 小企業無災害記録表彰 ……(14)
- 労働災害発生状況(令和2年速報) ……(14)

令和2年度 安全衛生表彰 表彰式を開催



当協会の「令和2年度 安全衛生表彰 表彰式」を11月12日(木)、東京都港区のメルパルク東京において執り行いました。

安全衛生表彰は例年全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会において実施しておりますが、本年は新型コロナウイルスの感染状況等から同大会が中止となりました。しかしながら、労働災害の防止に顕著な功績をあげられました方々への表彰は、そのご功績を称えるとともに、安全意識の高揚に極めて重要で意義深いものであることから、本年度は安全衛生表彰式を都内にて開催いたしました。本年度の安全衛生表彰式は現下の新型コロナウイルスの感染予防対策の状況等を踏まえ、規模を縮小するため受賞者の出席を首都圏支部受賞者中心とさせていただく等、例年とは異なる形での表彰式となりました。

表彰式は厚生労働省労働基準局安全衛生部長田中佐智子様、中央労働災害防止協会理事長八牧暢行様にご来賓としてご臨席を賜り、首都圏受賞者の支部長として浅井隆副会長・東京都支部長、鳥居伸雄埼玉県支部長、角田正一千葉県支部長、吉田修一神奈川県支部長にご出席いただき、また、当協会渡邊健二会長をはじめ、小丸成洋副会長・広島県支部長、横尾雅良専務理事、江森東監事、長沖順一監事列席のもと開式いたしました。

渡邊会長より式辞(後述掲載)が述べられ、優良賞(14事業場)、進歩賞(36事業場)、団体賞(2団



渡邊会長より優良賞を授与

体）、功労賞（1名）、功績賞（35名）の表彰並びに優良フォークリフト等運転者表彰（152名）が行われ、渡邊会長から出席された方々にそれぞれ賞状と副賞が贈られました。続いて、安全衛生標語の優秀作品紹介及び最優秀賞受賞者への表彰が行われました。次いで永年勤続表彰（9名）が行われました。

各表彰が執り行われた後、本年度の「中央労働災害防止協会緑十字賞」（本誌8月号で紹介）が小丸成洋副会長・広島県支部長に中央労働災害防止協会八牧理事長から贈られました。

その後、ご来賓の厚生労働省労働基準局田中安全衛生部長からご祝辞（後述掲載）を賜り、本年度の安全衛生表彰式を閉式いたしました。



安全衛生表彰（優良賞、進歩賞、功労賞、功績賞）、優良フォークリフト等運転者表彰、安全衛生標語最優秀賞受賞の方々（表彰式当日撮影）



永年勤続表彰受賞の方々（表彰式当日撮影）

令和2年度 安全衛生表彰式 渡邊健二会長式辞（要旨）

本日は、労働災害の防止に顕著な功績をあげられました事業場、団体、個人の方々等への表彰を行うこととしております。受賞されます皆様方には、心からお慶びを申し上げます。

ご案内のとおり、安全衛生表彰は例年、当協会の全国大会において行っておりますところ、今年は新型コロナウイルス感染症防止のため、参加者・ご来賓の方々の安全を第一に考え、中止といたしました。しかしながら、労働災害の防止に顕著な功績をあげられました皆様の表彰は、そのご功績を称えるとともに、安全意識の高揚に極めて重要で意義深いものであります。

このため、本年の安全衛生表彰式は、現在の状況を踏まえて都内で開催することといたしました。本日、首都圏を中心にお集まりいただき、このように表彰式を開催することができましたことに心から厚く御礼申し上げます。

本日、表彰を受けられる皆様には、各事業場において、また各地域において労働者の安全衛生の確保、向上に積極的に取り組まれ、多く

のご功績を上げられました。これまでのご努力、ご尽力に対し深く敬意を表するものです。

陸運業における労働災害は、長期的には減少傾向にあり、死亡者数は年間100人内外の水準まで減少するとともに、死傷災害についても、近年の増加傾向にようやく一定の歯止めがかかったところであり、これもひとえに受賞者の皆様をはじめとする会員各位のご尽力の賜物と感謝申し上げます。ただ、今年に入り死傷災害が増加に転じており、今後の動向が危惧される状況となっております。

こうした現状を踏まえ、陸災防として国からのご支援も頂戴しながら、災害が多く発生している荷役関連災害の防止をはじめとして、



労働災害の防止に向け、本部・支部一体となって、総力を挙げて取り組んでいるところです。受賞された皆様におかれましても労働災害防止に向け、これまで以上に他の模範となるよう、充実した実効ある労働災害防止活動を展開されますとともに、それぞれの地域におけ

る活動にご協力、ご支援いただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご繁栄と無災害を心から祈念し、私の挨拶といたします。

令和2年度 安全衛生表彰式 田中佐智子安全衛生部長祝辞

日頃から、陸上貨物運送事業労働災害防止協会及び会員の皆様には、労働安全衛生行政の推進に対して、多大なる御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、長年にわたり労働災害防止活動に対して、精力的に取り組まれた御功績により、表彰を受けられた皆様に、心から御祝いを申し上げます。

本来であれば、「第56回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会」が広島で開催され、表彰となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響により開催が中止となったことは大変残念であります。

さて、令和元年の労働災害発生状況については、死亡者数が過去最少となりましたが、休業4日以上死傷者数は前年比で減少したものの「第13次労働災害防止計画」の目標に対しては未だ到達していない状況となっております。

特に、全死傷者数に占める高年齢労働者の占める割合が年々増加していることから、本年3月にエイジフレンドリーガイドラインを策定するとともに、中小企業を支援する「エイジフレンドリー補助金」を創設しました。これらを活用し、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における労働災害の特徴としては、労働者千人当たりの労働災害件数である年千人率が、他の主要産業の中でも突出して高い水準にあります。事故の種類としては、荷役作業における荷台からの墜落・転落が多く、このため、本年8月に、トラック荷

台への昇降時の転落を防止するための対策等について、関係団体に一層の取組を要請しているところです。

国としても荷主等対策を始め、貴協会と十分に連携し、労働災害防止に努めてまいります。



今年の2月から流行している新型コロナウイルス感染症の対応については、職場や職務の実態に即した新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

厚生労働省では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、業務を継続していただけるよう、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を作成しております。

チェックリストの活用等により、労使が一体となって感染拡大防止に取り組んでいただくよう、引き続き、職場の実態に即した感染拡大防止対策の実施をお願いします。

結びに、表彰を受けられた皆様には改めて祝意を表するとともに、今後も、引き続き、労働災害防止に向けた活動に御尽力と御協力をお願いします。最後になりますが、関係各位の皆様方の益々の御健勝と御活躍をお祈りし、私の挨拶とさせていただきます。

【支部の活動】

荷役作業安全ガイドライン講習会(荷主向け)の開催について**－福岡県支部における取組－**

陸災防では、本年度、厚生労働省の補助事業として「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(以下「荷役ガイドライン」といいます。)に基づいた「荷役作業安全ガイドライン講習会(荷主等向け)」(以下「講習会」といいます。)を全国で開催しています。

今回、陸災防福岡県支部で実施した講習会の参加勧奨方法、当日の様態等を紹介します。



46名が参加した荷主等向けの講習会

荷主等協議会の設置について

当協会の会員は陸運事業者ですが、会員以外の荷主等に対して、どのように講習会の周知を行うかが課題となります。そのため、福岡県支部では福岡労働局と共に、同局主導の福岡労働災害防止協議会のメンバーである各労働災害防止団体(以下「災防団体」という。)に協力を依頼し、「荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会」(以下「協議会」という。)を設置いたしました。

協議会では、荷主サイドへの荷役ガイドラインの普及・促進を図るとともに、併せて講習会の周知活動も行うこととし、去る令和2年7月13日に開催しました第1回協議会では、福岡労働局安全課長からこれらの趣旨を踏まえた御挨拶をいただき、災防団体において、講習会を周知する役割分担を確認しました。

各所からの案内文の送付について

協議会メンバーである災防団体では、機関紙でのPR、会員が出席する会議や安全パトロールで案内文を配布する等、積極的に周知活動をしていただきました。

また、福岡県支部では、会員である陸運事業者が荷主等に該当する場合もあることから、

ホームページにて周知いたしました。

特に、福岡労働局が荷主の事業場へ案内文を送付し、講習会の参加勧奨を行っていただいたことは効果がありました。

その結果、60名を超える申込者を得ることができました。

国土交通省との連携について

また、荷主に関する法律として、平成30年に貨物自動車運送事業法の一部が改正されたことにより、荷主の配慮義務の新設、荷主勧告制度の強化、国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設など、荷主対策の深度化が求められていることから、今年度は国土交通省陸運支局からご担当官にご出席を賜り、この改正部分の概要についてご説明をいただくこととしました。

講習会の開催について

令和2年11月20日、博多駅に程近いリファレンス駅東にて講習会を開催しました。コロナ禍の中、配席はもとより、入口での検温、全員のマスクの着用、換気、アルコール消毒等の対策をした上で実施しました。当日は、コロナの影響で、出席を見合わせる方が多く、結果として46名の参加者となりました。

開催に先立ち、福岡県支部関根支部長(陸災防副会長)より、参加者の皆様にご挨拶を行いました。

講習会は、福岡運輸支局運輸企画専門官から貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について、福岡労働局産業安全専門官から福岡県下の労働災害発生状況及び荷主等に求められる役割について説明をい



福岡県支部関根支部長からの挨拶



福岡運輸支局秋月運輸企画専門官からの説明

ただき、参加者に対し陸運事業場への理解を求めました。

その後、当協会福岡駐在の安全管理士から荷役ガイドラインの説明を行いました。

終了後のアンケート結果では、荷役ガイドラインに示された事項について、今後実施したいとの回答がほとんどであったことから、荷主等における今後の取組が期待できるところです。



福岡労働局有村産業安全専門官からの説明

今後の取組について

アンケート結果では、「荷役ガイドラインを内容まで知らなかった」との回答があった事業場が8割を超えていたことから、次年度以降も荷役ガイドラインの積極的な周知に努めてまいります。



陸災防福岡駐在田畑安全管理士からの説明

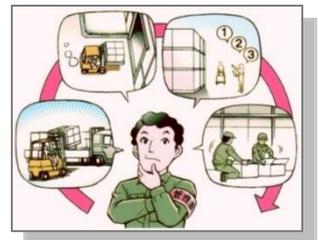
【受講料無料】厚生労働省補助事業

荷役作業安全ガイドライン講習会(荷主向け)のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者及び荷主等それぞれの実施事項が示されました。本年度は、この荷役ガイドラインをご理解いただくための講習会を全国で行います。受講料は無料です。

この講習会は、荷主等の自社の労働者の労働

災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。荷主等の企業



の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

講習会への参加を希望される方は、陸災防都道府県支部にお申込みいただくようお願いいたします。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

「荷役作業安全ガイドライン講習会(荷主向け)」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
岩手	12月18日(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	静岡	1月19日(火)	静岡県トラック協会研修センター
宮城	2月15日(月)	卸町会館 大会議室	京都	1月29日(金)	京都アスニー 第2研修室(3F)
福島	2月17日(水)	福島県トラック協会 県中研修センター	兵庫	1月頃	兵庫県トラック総合会館
群馬	2月頃	調整中	岡山	1月20日(水)	岡山県トラック総合研修会館
千葉	調整中	調整中	徳島	2月8日(月)	徳島県トラック会館
東京	3月4日(木)	東京都トラック総合会館	香川	1月21日(木)	香川県トラック総合会館
神奈川	1月27日(水)	神奈川県トラック総合会館	愛媛	12月11日(金)	愛媛県トラック 総合サービスセンター
新潟	3月8日(月)	新潟県トラック総合会館 6階会議室	高知	2月10日(水)	高知県トラック協会
石川	2月25日(木)	石川県トラック会館			
右の都道府県につきましては、開催終了しております。			北海道、青森、秋田、山形、茨城、栃木、埼玉、富山、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、奈良、和歌山、鳥取、島根、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄		

【支部の活動】

東京都支部が新型コロナウイルス感染予防対策を実施し「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」を開催

陸災防東京都支部は11月11日(水)及び11月13日(金)、東京都トラック総合会館にて「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」を開催しました。

「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」とは

昨今、高齢労働者の就労が一層進んでおり、60歳以上の労働災害も増加傾向にあることから厚生労働省が令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を策定しました。

本セミナーは、厚生労働省の補助事業として、同ガイドラインの概要、高齢者の災害の現状、行動特性、災害事例などを紹介し、陸運業において高齢者の労働災害防止対策をどのように進めていくかを説明、また、トラック荷台での積荷の安全、適切な固定・固縛作業について説明するものです。

新型コロナウイルス感染予防のため開催回数を増やし開催

東京都支部はセミナー開催に当たり、新型コロナウイルス感染予防対策として受講席の間隔をあけて会場設営を行うため、受講定員を削減して募集を開始しました。ところが、定員を上回る申込みがあったことから、急遽開催日の翌々日にもセミナーを開催することとし、すべての申込者が受講できるように対応しました。

セミナーの開催について

セミナーには11月11日に28名、11月13日に19名の参加がありました。両日のセミナー内容は以下のとおりです。

始めに東京都支部古角事務局長より開会挨拶があり、次に東京労働局安全課小野江地方産業安全官から陸運業における労働災害の状況等について説明がありました。

次いで、陸災防本部堀野安全管理士から高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン、高齢労働者の労働災害防止対策(交

通労働災害防止)、高齢労働者の労働災害防止対策(荷役作業安全ガイドライン)及びトラック荷台での積荷の安全、適切な固定・固縛作業について説明を行いました。



11月11日のセミナーの様子



11月13日のセミナーの様子



陸運業における労働災害の状況等について説明をする
東京労働局安全課小野江地方産業安全官



高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン等について説明をする
陸災防本部堀野安全管理士

今後の取組について

講習会の終わりに受講者に回答いただきましたアンケート(回答数:両日合わせて44)によると5割の事業場が「高齢労働者に配慮した設備、工夫等をしている」、3割の事業場が「固定・固縛について特別に取り組んでいる」とのことでした。この割合が高くなるよう、今後もガイドラインの周知等に取り組んでまいります。

高年齢労働者に配慮した陸運業のための 労働災害防止対策セミナー（受講料：無料）

昨今、高年齢労働者の就労が一層進んでおり、60歳以上の労働災害も増加傾向にあります。この現状を受け、厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」が策定しました。このセミナーでは、高年齢者の災害の現状、行動特性、災害事例などを紹介し、陸運業において高齢者の労働災害防止対策をどのように進めていくかを提案します。

また、陸運業の労働災害で、墜落・転落に次いで多い災害は、トラック荷台等での荷崩れによるものとなっています。①積み付け・固縛機器の取扱い、②荷締め機の不備による災害事例及びその対策、③荷役作業ガイドラインについて解説します。

全国で開催します。皆さまには積極的なご参加をお待ちしています。

「高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」のご案内

内 容	高年齢労働者の労働災害防止対策について トラック荷台での積荷の安全、適切な固定・固縛作業について
定 員	約 50 名(先着順)
参加費	無料
申込方法	陸災防都道府県支部へご連絡ください。

「高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	1月25日（月）	函館地区トラック研修センター	愛知	3月1日（月）	愛知県トラック会館
青森	1月19日（火）	青森県トラック総合研修センター	三重	1月28日（木）	三重県トラック会館
岩手	1月25日（月）	岩手県トラック協会総合研修会館	滋賀	1月26日（火）	滋賀県トラック総合会館
宮城	1月18日（月）	卸町会館 中ホール	岡山	1月14日（木）	岡山県トラック総合研修会館
秋田	1月19日（火）	秋田県トラック協会研修センター	香川	2月16日（火）	香川県トラック総合会館
茨城	2月26日（金）	茨城県トラック会館	愛媛	2月5日（金）	愛媛県トラック 総合サービスセンター
千葉	1月28日（木）	千葉県トラック会館	佐賀	2月12日（金）	佐賀県トラック協会
神奈川	2月24日（水）	神奈川県トラック総合会館	長崎	1月26日（火）	長崎県トラック協会研修会館
新潟	1月14日（木）	新潟県トラック総合会館 6階会議室	熊本	1月15日（金）	阿蘇熊本空港ホテルエミナース
石川	1月27日（水）	石川県トラック会館	大分	2月2日（火）	大分県トラック会館 5階「大会議室」
岐阜	1月25日（月）	岐阜県自動車会館	沖縄	1月22日（金）	九州沖縄トラック研修会館
右の都道府県につきましては、開催終了しております。			山形、福島、栃木、群馬、埼玉、東京、富山、福井、山梨、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、広島、山口、徳島、高知、福岡、宮崎、鹿児島		

【連載 I】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2020
(第10回)テーマ「職場の『メンタル不調』風景(その10)」
ー コロナ第3波、「コロナうつ・不安」、それって病気？ ー

精神科医 夏目 誠

コロナ第3波襲来、「不安」や「うつ」も増え

「コロナうつ・不安」の言葉を耳にすることが増えました。「うつ病」、あるいは「不安障害」が増加、と思われる人もいるでしょう。そこで「コロナうつ」それって、病気？」の素朴な質問に、夏目が答えます。以下の男女社員と私の対話からです。

「コロナうつ」⇒「マスコミ用語」で「病名」ではない

女子社員：第3波襲来とか……

男子社員：在宅勤務など変化が多く、疲れ気味です。

夏目医師：メンタル面の影響を考えてみましょう。

女子社員：「コロナうつ・不安・恐怖・疲れ」などと言われています。

男子社員：「コロナうつ」って、「うつ病」のことですか？

夏目医師：マスコミ用語ですよ。「うつ病」ではありません。

「状態」を示している

女子社員：「病名」ではないんだ。

夏目医師：状態を説明しています。

男子社員：そうか。状態なんですね。

女子社員：「コロナ疲れ」は不安や恐怖が続き、疲れた状態ですね。

夏目医師：そうそう。

生活に支障が続けば「病気」

男子社員：どういう状態になれば「病気」ですか？

女子社員：「ストレス過剰」との違いは？

夏目医師：対象者の訴えや行動から判断します。

男子社員：訴えと行動から？

夏目医師：家族や関係者の意見も聞きます。

「病気」とはザックリ言えば日常生活に支障が続く場合。例えば出勤できないとか、家事ができないとか。

女子社員：何日くらいですか？

夏目医師：2週間以上続くことです。

「健常」・「過剰ストレス」・「病気」の3段階が

男子社員：では「病気」と「過剰ストレス」の違いはどこにありますか？

夏目医師：図を見てください。「3レベル」あります。健常レベル、ストレス過剰、そして「病気」です。

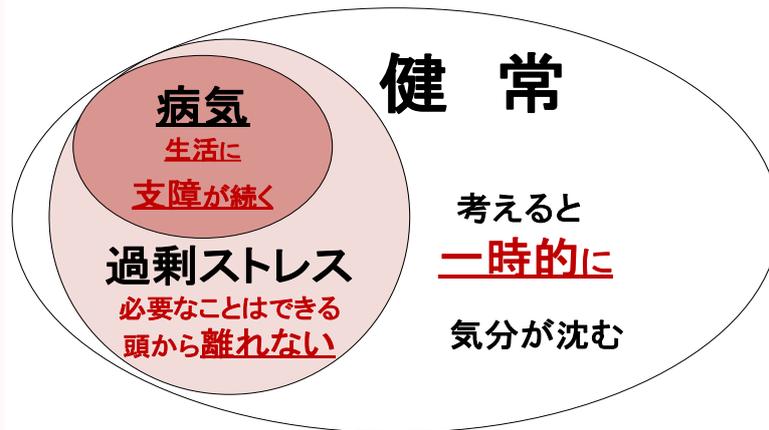


図. 「コロナうつ」に「3レベル」がある

女子社員：3段階もあるの！健常って、健康のことですね。

夏目医師：そうです。一時的にコロナが気になる状態です。何かに集中しますと忘れます。

女子社員：一時的に不安ならば健康なのか。ストレスが過剰なら、もっと気になるのですか？

夏目医師：過剰なら仕事や家事はできますが、頭から離れない状態を言います。

身体を動かす、睡眠確保で免疫力アップを

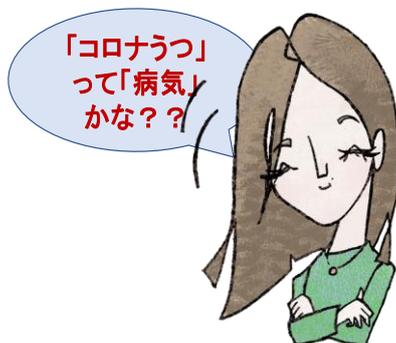
夏目医師：新型コロナ禍で多くの人が過剰ストレス状態になっていますよ。ストレス解消が大事です。

男性、女性社員：制約がありますが、気分転換を心がけます。

夏目医師：それと睡眠ですよ。運動し適度な疲れで、グッスリ眠ることです。免疫力がアップします。

最後に、「マコトの一言」で締めさせていただきます。

マコトの一言



【連載Ⅱ】安全衛生水準向上にお役立てください!**やさしく解説「労働安全衛生法」****第9回**

前回に続き、「産業医」について説明します。

7 産業医(第13条)**(5) 産業医に対する情報の提供**

安衛則第14条の2には、産業医が産業医学の専門的立場から労働者の健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備するため、産業医を選任した事業者は、産業医に対して、次の情報を提供するよう規定されています。

- ① 健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックに基づく面接指導実施後既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報(措置を講じない場合は、その旨・その理由)

【提供時期】結果についての医師又は歯科医師からの意見聴取を行ったあと遅滞なく(おおむね1月以内)提供してください。

- ② 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報

【提供時期】当該超えた時間の算定を行ったあと速やかに(おおむね2週間以内)に提供してください。

- ③ 労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認められるもの

【提供時期】産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供してください。

(6) 産業医の勧告等

安衛則第14条の3には、産業医は、その職務を実施した結果、必要な場合は、総括安全衛生管理者に対して勧告することができ、衛生管理者に対して指導又は助言することができる旨、規定されています。

産業医の勧告が、その趣旨も含めて事業

者に十分に理解され、かつ、適切に共有されることにより、労働者の健康管理等のために有効に機能するよう、産業医は、勧告をしようとするときは、あらかじめ勧告の内容について、事業者の意見を求めます。

事業者は、勧告を受けたときは、勧告の内容・勧告を踏まえて講じた措置の内容(措置を講じない場合は、その旨・その理由)を記録し、これを3年間保存しなければなりません。

さらに、勧告を受けた後、遅滞なく勧告の内容、勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容(措置を講じない場合にあつては、その旨・その理由)を衛生委員会等に報告しなければなりません。

(7) 産業医の権限

安衛則第14条の4には、事業者が産業医に付与すべき権限として、前回説明した「(3)産業医の職務」の権限には、次の事項が含まれると規定されています。

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。
② 労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること。
③ 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。

(8) 産業医等の業務の内容等の周知

安衛法第101条第2項には、産業医の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法、産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法を、労働者に周知するよう規定されています。

周知方法には、事業場の見やすい場所への掲示・備え付け、書面の交付等があります。

(以下次号)

「年末・年始労働災害防止強調運動」実施中です！

～ 12月1日から1月31日 ～

健診の数値でしっかり現状把握 所見に合わせて予防・改善

陸災防では、12月1日から1月31日まで「年末・年始労働災害防止強調運動」を実施し、災防指導員の巡回指導をはじめとして様々な取組を実施中です。

各企業・事業場におかれましては、労働安全衛生関係法令及び陸運労働災害防止規程を遵守することはもとより、「職場の安全衛生自主点検表」を用いて安全衛生管理体制を確認いただくとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に展開いただきますようお願いいたします。

「実施要綱」及び「職場の安全衛生自主点検表」↓

http://rikusai.or.jp/uploads/pdfs/2020_nen_kyouka_youkou.pdf



運動紙のぼり

【新しいポスターのご案内（頒布中です！）】

職場の健康づくりにご活用ください！



陸災防では、「年末・年始労働災害防止強調運動」（12月1日から1月31日まで実施中）のスローガン「健診の数値でしっかり現状把握 所見に合わせて予防・改善」（安全衛生標語健康部門優秀作品）をテーマとしたポスターを作成し頒布中（価格210円（税込））です。

ポスターを掲示し、職場の健康づくりにご活用ください。

安全ポスター No.78 申込書

申込年月日		年	月	日	曜日
申込者名(請求先)					
申込担当者名			☎ FAX		
送付先	名称				
	所在地及び担当者名	〒			
品名	安全ポスター No.78				
数量					
通信欄 請求先・送付先等が異なる場合の住所や要望等					

空欄に必要事項をご記入いただき、下記番号へFAXにてお申込みください。

FAX 03-3453-7561

インターネットでのお申込みは次のURLから↓

http://rikusai.or.jp/safety_youhin/%e5%ae%89%e5%85%a8%e3%83%9d%e3%82%b9%e3%82%bf%e3%83%bc-no76/

【厚生労働省からのお知らせ】

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働ける職場環境をつくる機運を盛り上げるため、様々な広報・啓発活動を実施しています。

職場のハラスメントには、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなどがあります。

いずれのハラスメントも、働く人の能力発揮の妨げになることはもちろん、個人の尊厳や人格を不当に傷つけます。また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じるとともに、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

職場でハラスメントが起こらないように、厚生労働省は様々な情報を提供しており、ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」では、職場のハラスメントに関する様々な情報を発信しています。職場のハラスメント防止対策を講じる上で役立つ情報やハラスメントで悩んでいる方向けの対応方法など、人事・労務担当者の方も、労働者の方も、参考となる情報を分かりやすく掲載しています。

「あかるい職場応援団」→ <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

最近では、新型コロナウイルス感染症に関連した職場のいじめや嫌がらせが問題としてあげられています。場合によりますが、職場のいじめや嫌がらせが「職場のパワーハラスメント」に該当するケースもあります。新型コロナウイルス感染症に関連した職場のいじめや嫌がらせ、そしてパワーハラスメントは、あつてはならないものです。厚生労働省のHPでは、そのような場合の対応方法について紹介しています。

「労働者向け」↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html#Q8-14

「企業（労務）の方向け」↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q10-1

「職場のハラスメント撲滅月間」を契機に、職場のハラスメント対策について、今一度見直してみませんか。

詳細は次の URL からご覧ください（あかるい職場応援団ホームページ）。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/month_harassment-bokumetsu

12月1日より「安全衛生教育促進運動」を展開中です！

正しい知識で 職場を安全・健康に！

「安全衛生教育促進運動」は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会（中災防）が主唱する運動です。

中災防は、厚生労働省後援のもと、各労働災害防止団体等の協賛を受けながら、この運動を12月1日から来年4月30日まで展開します。陸上貨物運送事業労働災害防止協会も協賛団体として、本運動に参加しています。

運動の実施要領等、詳しくは[安全衛生教育促進運動サイト](#)をご覧ください。

[安全衛生教育促進運動](#)で検索！



墜落・転落災害－特殊な車両のケース

【1 土砂禁ダンプトラックの災害事例】 作業中にアルミの切粉内に転落



荷積先の事業場において、荷積先の作業者が10tトラックの荷台にアルミニウムの切り粉をフォークリフトで積込み、ドラグ・ショベルでならず作業を行っていたところ、トラックの運転者がトラックの荷台内で切り粉に埋もれた状態で発見された。

トラックの運転者がトラックの鳥居上から荷台に積まれたアルミニウムの切り粉の中に転落し、埋もれたため、窒息したものと推定される。

【2 飼料運搬車の災害事例】 飼料積込み作業中に転落



倉庫にて、1人で飼料運搬車に飼料を積み込む作業を行っていた被災者が同運搬車付近で倒れているところを発見された。フォークリフトで、

同運搬車の飼料タンク上まで吊り上げられた飼料用バッグは下部の投下口が開いていて空だった。また、同タンクは満杯で上部の蓋は開いていた。被災者は、保護帽、安全带ともに未着用であった。

同運搬車の飼料タンク上（高さ 2.35m）で作業中、墜落したと推定される。

【3 問題点の抽出】 通常作業に落とし穴有り！ 作業手順を確認しましょう！

荷台への昇降手順

- ➡荷台上での作業は回避出来ないか

フォークリフトによる積込み手順

- ➡フォークリフトによる荷の吊り上げ作業を行っていないか

荷台上での作業手順

- ➡安全な足場の確保は出来ているか
- ➡墜落転落防止対策は実施しているか



安全対策を事前に樹立！

【4 効果的な災害防止対策】 荷台上での作業を無くせないか！

⇒現状は、難しい！

本質安全化がベストであるが、工学的対策を一番に据える！

墜落制止
用器具

- 固定設備の設置

安全な作
業床

- 移動式、組立式設備

最後の砦

- 保護帽（墜落転落時保護用）

陸運労災防止協会の表彰制度による小企業無災害記録事業場〔令和2年11月〕					
第5種(15年間)	・あさひ物流株式会社	愛知県支部	第2種(5年間)	・株式会社丸善運輸	愛知県支部
第4種(10年間)	・株式会社鈴木組陸運一宮営業所	愛知県支部		・山路運送株式会社	愛知県支部
	・有限会社アクティブラン	愛知県支部		・有限会社鎌田運送	岩手県支部
第3種(7年間)	・株式会社安達運輸	愛知県支部	第1種(3年間)	・有限会社渡部運輸本社営業所	岩手県支部
	・株式会社サンワネット豊川営業所	愛知県支部		・株式会社山紀北関東営業所	群馬県支部
第2種(5年間)	・株式会社安部商事花巻営業所	岩手県支部		・有限会社村田建材	愛知県支部
	・日の出運輸企業株式会社岩手営業所	岩手県支部		・株式会社杉田商店	愛知県支部
	・龍北運輸株式会社石鳥谷営業所	岩手県支部		・株式会社武知豊田営業所	愛知県支部
	・松田重機工業株式会社	岩手県支部		・加藤機工株式会社	愛知県支部
	・株式会社コラビス花巻営業所	岩手県支部		・堀尾物産株式会社	愛知県支部
	・有限会社サンケイエクスプレス本社営業所	愛知県支部		・株式会社アイ・エイチサービス	愛知県支部
	・株式会社マルシゲ商会	愛知県支部		・株式会社久田組本社	愛知県支部

業種別労働災害発生状況(令和2年速報)

令和2年11月9日現在

項目	死亡						死傷					
	令和2年1月～10月 [速報値]		令和元年1月～10月 [速報値]		対元年比較		令和2年1月～10月 [速報値]		令和元年1月～10月 [速報値]		対元年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	585	100.0	620	100.0	-35	-5.6	92,373	100.0	90,834	100.0	1,539	1.7
製造業	101	17.3	106	17.1	-5	-4.7	18,940	20.5	19,834	21.8	-894	-4.5
鉱業	4	0.7	7	1.1	-3	-42.9	150	0.2	152	0.2	-2	-1.3
建設業	202	34.5	192	31.0	10	5.2	11,073	12.0	11,217	12.3	-144	-1.3
交通運輸業	8	1.4	7	1.1	1	14.3	2,004	2.2	2,237	2.5	-233	-10.4
陸上貨物運送事業	62	10.6	72	11.6	-10	-13.9	11,754	12.7	11,431	12.6	323	2.8
港湾荷役業	4	0.7	6	1.0	-2	-33.3	256	0.3	306	0.3	-50	-16.3
林業	28	4.8	28	4.5	0	0.0	987	1.1	993	1.1	-6	-0.6
農業、畜産・水産業	25	4.3	24	3.9	1	4.2	2,313	2.5	2,107	2.3	206	9.8
第三次産業	151	25.8	178	28.7	-27	-15.2	44,896	48.6	42,557	46.9	2,339	5.5

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況(令和2年1月～10月)

令和2年11月9日現在

項目	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	その他
全産業	585	146	16	35	39	43	86	116	4	100
製造業	101	18	6	9	7	7	25	3	0	26
建設業	202	74	4	13	21	12	21	29	1	27
交通運輸業	8	2	0	0	0	1	1	3	0	1
その他	212	38	6	10	8	21	28	57	2	42
陸上貨物運送事業	62	14	0	3	3	2	11	24	1	4
同上対前年増減	-10	1	-1	-2	-1	-2	4	-8	1	-2

業種、事故の型別死傷災害発生状況(令和2年1月～10月)

令和2年11月9日現在

項目	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	11,754	3,293	1,897	901	509	332	582	1,201	549	12	2,034	444
同上対前年増減	323	97	81	45	-12	-22	-65	-69	-56	1	271	52

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

【安全DVDビデオのご案内】
陸災防 DVD ビデオのご案内
 ～ 複数枚購入で割引 ～



【フォークリフト安全教育 DVD①】
「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」 

フォークリフトによる荷役運搬作業について、安全な運転方法を映像とナレーションで示すことにより、より安全な操作を確認できます。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

約 23分 11,000円（税込）

【フォークリフト安全教育 DVD②】
「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」 

「労働安全衛生規則第151条の25（点検）」により定められているフォークリフトの作業開始前点検を実際の点検の様子を映した映像とナレーションにより分かりやすく紹介しています。

約 26分 11,000円（税込）

【はい作業安全教育 DVD】
「はい作業の安全」



- 災害発生の仕組み
- はい作業の基本
- 荷役運搬機械によるはい付け
はい崩しの安全作業
- 異常発見時の措置

約 21分 11,000円（税込）

**複数枚購入
割引
のご案内**

3枚以上のご注文で
20%OFF!!

2枚のご注文で
10%OFF!
(19,800円)

DVDの
組み合わせ
は自由です!

陸災防 DVDビデオ申込書

申込年月日		年	月	日
申込者名 (請求先)				
所在地 及び 担当者名	〒	☎	FAX	
品名			数量	
<input type="checkbox"/> はい作業の安全				
<input type="checkbox"/> フォークリフトの作業開始前点検の進め方				
<input type="checkbox"/> フォークリフトによる安全な荷役運搬作業				
【通信欄】 商品発送先等が異なる 場合の住所・電話番号等				

お支払い方法は、後払いとなります。ご注文をいただいた後、ご注文品と請求書を同梱して発送いたします。

下記番号へFAXにてお申込みください。
FAX 03-3453-7561

広報誌をお届けします(無料)!

陸災防広報誌を Eメールでお届けします。
ご登録は、陸災防ホームページからの登録またはファックスするだけです。

FAX
登録方法

STEP1 次の登録申込書に必要事項をご記入ください。

STEP2 申込書をそのまま FAX してください (FAX 番号 03-3453-7561)。

陸災防の広報誌 お届け先 **登録申込書** ▶▶ FAX 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
都道府県	陸災防 会員の別	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 非会員
電話番号	FAX 番号		
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送ります。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）の広報誌

「陸運と安全衛生」のご案内

お届けする広報誌の内容

- 陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」を毎月 10 日にお届けします。
陸災防会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例などを掲載しています。
- 安全と健康に関する様々な情報（厚生労働省情報など）をお届けします。
- 検定、研修会、講座の開催をご案内します。

このサービスは、陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」を Eメールにてお届けするものです。登録料、購読料などは不要です。

ご登録いただいていない皆様、安全衛生情報源としてぜひご活用ください。

また、ご登録済みの方は、同僚、取引先の皆様へ広報誌をご紹介ください。



お問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 業務部 広報課

TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561